

陸上自衛隊航空学校組織規則

陸上自衛隊訓令第16号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、陸上自衛隊航空学校組織規則を次のように定める。

昭和34年7月1日

防衛庁長官 赤城 宗徳

陸上自衛隊航空学校組織規則

改正	昭和36年2月20日庁訓第7号	昭和38年9月20日隊訓第20号
	昭和39年7月17日隊訓第10号	昭和41年4月8日隊訓第8号
	昭和43年2月15日隊訓第1号	昭和47年6月28日隊訓第22号
	昭和48年1月24日隊訓第1号	昭和48年4月16日隊訓第18号
	昭和53年1月13日庁訓第1号	昭和54年2月15日隊訓第2号
	昭和57年2月26日隊訓第2号	昭和61年4月5日隊訓第14号
	昭和63年4月8日隊訓第10号	平成2年10月1日庁訓第38号
	平成4年3月26日隊訓第9号	平成5年4月1日隊訓第12号
	平成6年3月22日隊訓第5号	平成6年6月24日隊訓第14号
	平成13年3月26日隊訓第13号	平成14年3月19日隊訓第6号
	平成19年1月5日庁訓第1号	平成26年3月24日省訓第10号

（校長）

第1条 陸上自衛隊航空学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将補をもって充てる。

（副校長）

第2条 学校に、副校長1人を置く。

（内部組織）

第3条 学校に、次の1室及び5部を置く。

企画室

総務部

整備部

第1教育部

第2教育部

研究部

（企画室）

第4条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

- （1）業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。
- （2）組織の定員及び定数に関すること。

(3) 業務、能率的運営及び業務改善に関すること。

(4) 航空安全の統一に関すること。

(総務部の分課)

第5条 総務部に、次の5課を置く。

総務課

航空管理課

管理課

会計課

衛生課

(総務課)

第6条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

(3) 人事に関すること。

(4) 記録及び統計に関すること(教育部及び研究部の所掌に属するものを除く。)

(5) 出版物及び厚生用品に関すること。

(6) 秘密の保全に関すること。

(7) 警備及び消防(航空管理課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

(8) 調査に関すること。

(9) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関すること。

(10) 福利厚生に関すること。

(11) 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

(12) 印刷に関すること。

(13) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部及び課の所掌に属しない事項に関すること。

(航空管理課)

第6条の2 航空管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 飛行場及び航空保安施設の運用に関すること。

(2) 飛行場の整備に関すること。

(3) 航空救難に関すること。

(4) 消防自動車の運用に関すること。

(管理課)

第7条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 物品(総務課、衛生課及び整備部の所掌に属するものを除く。)に関すること。

(2) 給養に関すること。

(3) 施設の維持及び管理に関すること。

(4) 役務の調達計画及び管理に関すること(整備部の所掌に属するものを除く。)

(5) 車両の運用に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部及び課の所掌に属しない管理業務に関すること。

(会計課)

第8条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算及び決算に関すること。
- (2) 支払及び収入の会計事務に関すること。
- (3) 物品及び役務の調達、その他の契約に関すること。
- (4) 旅費及び金銭給与に関すること。
- (5) 債権管理に関すること。

(衛生課)

第9条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理及び防疫に関すること。
- (2) 診療に関すること。
- (3) 衛生器材に関すること。
- (4) 医務室の管理及び運営に関すること。

(整備部)

第10条 整備部に、次の2課を置く。

第1整備課

第2整備課

(第1整備課)

第11条 第1整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 航空機及び通信電子器材の部隊整備（陸上自衛隊の補給等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第72号。次条において「補給訓令」という。）第13条第1項に規定する部隊整備をいう）に関すること。
- (2) 落下さんの保管及び整備に関すること。

(第2整備課)

第12条 第2整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 航空機及び通信電子器材の補給に関すること。
- (2) 航空機及び通信電子器材の部隊整備（補給訓令第13条第2項に規定する野整備をいう。）及び補給処整備（補給訓令第13条第1項に規定する補給処整備をいう。）に関すること（補給訓令第15条第2項ただし書の規定に基づき陸上幕僚長が定めたものに限る）。
- (3) 通信の運用に関すること。

(第1教育部)

第13条 第1教育部においては、学生に対し、航空科に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練（第2教育部の所掌に属するものを除く。）を行なう。

(第2教育部)

第14条 第2教育部においては、学生に対し、回転翼機の操縦に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行なう。

(第1教育部及び第2教育部の分課)

第15条 第1教育部及び第2教育部にそれぞれ教務課を置く。

(教務課)

第16条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練の計画に関すること。
- (2) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。

(研究部)

第17条 研究部においては、次の事項をつかさどる。

- (1) 調査研究の計画及び実施に関すること。
- (2) 調査研究に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 調査研究に必要な資料及び資材に関すること。

(室長、部長及び課長)

第18条 室に室長、部に部長、課に課長を置く。

- 2 室長は、校長の命を受け、室務を掌理する。
- 3 部長は、校長の命を受け、部務を掌理する。
- 4 各部の課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(主任教官)

第18条の2 学校に、主任教官1人を置く。

- 2 主任教官は、第1教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

第18条の3 学校に、学校教官を置く。

- 2 学校教官は、第1教育部長又は第2教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(研究員)

第18条の4 学校に、研究員を置く。

- 2 研究員は、研究部長の命を受け、調査研究に従事する。

(分校)

第19条 学校に、分校を置く。

- 2 分校の名称、位置及び所掌事務は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 掌 事 務
陸上自衛隊航空学校 霞ヶ浦校（以下「霞 ヶ浦校」という。）	土 浦 市	陸上自衛隊航空学校の所掌事務のうち、航空機及び通信機材の整備及び補給に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練に関すること。
陸上自衛隊航空学校 宇都宮校（以下「宇	宇都宮市	陸上自衛隊航空学校の所掌事務のうち、航空機の操縦に関する知識及び技能を修得させるた

都宮校」という。）	めの教育訓練に関すること（陸上幕僚長の定めるものに限る。）。
-----------	--------------------------------

（分校長）

第20条 分校長は、1等陸佐をもって充てる。

（霞ヶ浦校の分課）

第21条 霞ヶ浦校に、次の3課を置く。

総務課

整備課

教育課

（宇都宮校の分課）

第21条の2 宇都宮分校に、次の6課を置く。

総務課

管理課

会計課

衛生課

整備課

教育課

（課長）

第21条の3 課に、課長を置く。

2 課長は、分校長の命を受け、課務を掌理する。

（学校教官）

第21条の4 分校に、学校教官を置く。

2 学校教官は、教育課長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

（課の所掌事務）

第21条の5 分校の課の所掌事務は、陸上幕僚長が定める。

（委任規定）

第22条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この訓令は、昭和34年8月13日から施行する。

陸上自衛隊航空学校組織規則（昭和29年陸上自衛隊訓令第18号）は、廃止する。

附 則（昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和36年9月20日陸上自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。

附 則（昭和39年7月17日陸上自衛隊訓令第10号）

この訓令は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月8日陸上自衛隊訓令第8号）抄

1 この訓令は、昭和41年4月8日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年2月15日陸上自衛隊訓令第1号）
この訓令は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則（昭和47年6月28日陸上自衛隊訓令第22号）
この訓令は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年1月24日陸上自衛隊訓令第1号）
この訓令は、昭和48年3月19日から施行する。

附 則（昭和48年4月16日陸上自衛隊訓令第18号）
この訓令は、昭和48年4月16日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日防衛庁訓令第1号）
この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和54年2月15日陸上自衛隊訓令第2号）
この訓令は、昭和54年3月26日から施行する。

附 則（昭和57年2月26日陸上自衛隊訓令第2号）
この訓令は、昭和57年3月25日から施行する。

附 則（昭和61年4月5日陸上自衛隊訓令第14号）
この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日陸上自衛隊訓令第10号）
この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成2年10月1日防衛庁訓令第38号）
この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成4年3月26日陸上自衛隊訓令第9号）
この訓令は、平成4年3月27日から施行する。

附 則（平成5年4月1日陸上自衛隊訓令第12号）
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月22日陸上自衛隊訓令第5号）
この訓令は、平成6年3月28日から施行する。

附 則（平成6年6月24日陸上自衛隊訓令第14号）
この訓令は、平成6年6月24日から施行する。

附 則（平成13年3月26日陸上自衛隊訓令第13号）
この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成14年3月19日陸上自衛隊訓令第6号）
この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）
この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成26年3月24日防衛省訓令第10号）
この訓令は、平成26年3月26日から施行する。